

第559回（令和8年度第4回）

鳥取地方最低賃金審議会次第

日 時 令和8年9月17日（木）10時00分～

場 所 鳥取労働局 4階大会議室

1 開 会

2 議 事

（1）鳥取県各種商品小売業最低賃金改正決定の必要性の審議について

（2）その他

3 閉 会

資 料 目 次

No.	資 料	頁
1	鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る専門部会報告（写）	1
2	厚生労働省プレスリリース 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました	3



令和8年9月17日

鳥取地方最低賃金審議会

会長 佐藤 匡 殿

鳥取地方最低賃金審議会

鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会

部会長 佐藤 匡

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和8年7月28日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議した結果、鳥取県各種商品小売業最低賃金について改正決定することが必要ないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部准教授
部会長代理	道前 緑	学校法人藤田学院鳥取短期大学生活学科教授
	木原 奈穂子	国立大学法人鳥取大学農学部准教授

労働者代表委員

浅山 里奈	U Aゼンセン鳥取県支部支部長
川本 充士	丸由労働組合執行委員長
山下 浩二	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長

使用者代表委員

榎本 陽一	株式会社丸由業務管理部長兼社長室室長
西村 知己	一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事
福島 政文	株式会社米子高島屋総務部長

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改定決定の必要性の有無に係る審議経過

開催年月日	審議会、専門部会	審議の経過	提出資料
令和8年7月22日		鳥取県各種商品小売業最低賃金改正決定の申出受理、書面審査	
令和8年7月28日	第557回 (令和8年度第2回) 鳥取地方最低賃金審議会	1 鳥取県各種商品小売業最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問) 2 専門部会の設置	1 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書(写) 2 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改定決定の必要性の有無について(諮問)(写)
令和8年9月17日	第1回 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会	1 部会長・部会長代理の選出 2 専門部会の運営について 3 改正決定の必要性の審議について 4 専門部会報告の決定	1 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿 2 鳥取地方最低賃金審議会運営規程 3 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程 4 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書(写) 5 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)(写) 6 鳥取県各種商品小売業最低賃金適用事業場数・労働者数の経過票 7 年度別最低賃金改正一覧表 8 鳥取県の最低賃金 9 各種商品小売業等最低賃金全国設定状況

報道関係者 各位

令和 8 年 9 月 3 日（木）

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 野澤めぐみ

副主任中央賃金指導官 上条 訓之

（代表電話）03（5253）1111（内線 5546）

（直通電話）03（3502）6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から 56 円引上げの 1,177 円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和 8 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、令和 8 年 7 月 28 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 12 月 2 日までの間に順次発効される予定です。

【令和 8 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・ 47 都道府県で、54 円～65 円の引上げ（引上げ額が 65 円は 1 県、64 円は 1 県、63 円は 2 県、62 円は 2 県、61 円は 4 県、60 円は 4 県、59 円は 5 県、58 円は 4 府県、57 円は 7 県、56 円は 11 道県、55 円は 3 県、54 円は 3 都府県）
- ・ 改定額の全国加重平均額は 1,177 円（昨年度 1,121 円）
- ・ 全国加重平均額 56 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で 2 番目の高さ
- ・ 最高額（1,280 円）に対する最低額（1,085 円）の比率は 84.8%（昨年度は 83.4%。なお、この比率は 12 年連続の改善）

（別紙）令和 8 年度 地域別最低賃金答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和8年度 地域別最低賃金 答申状況

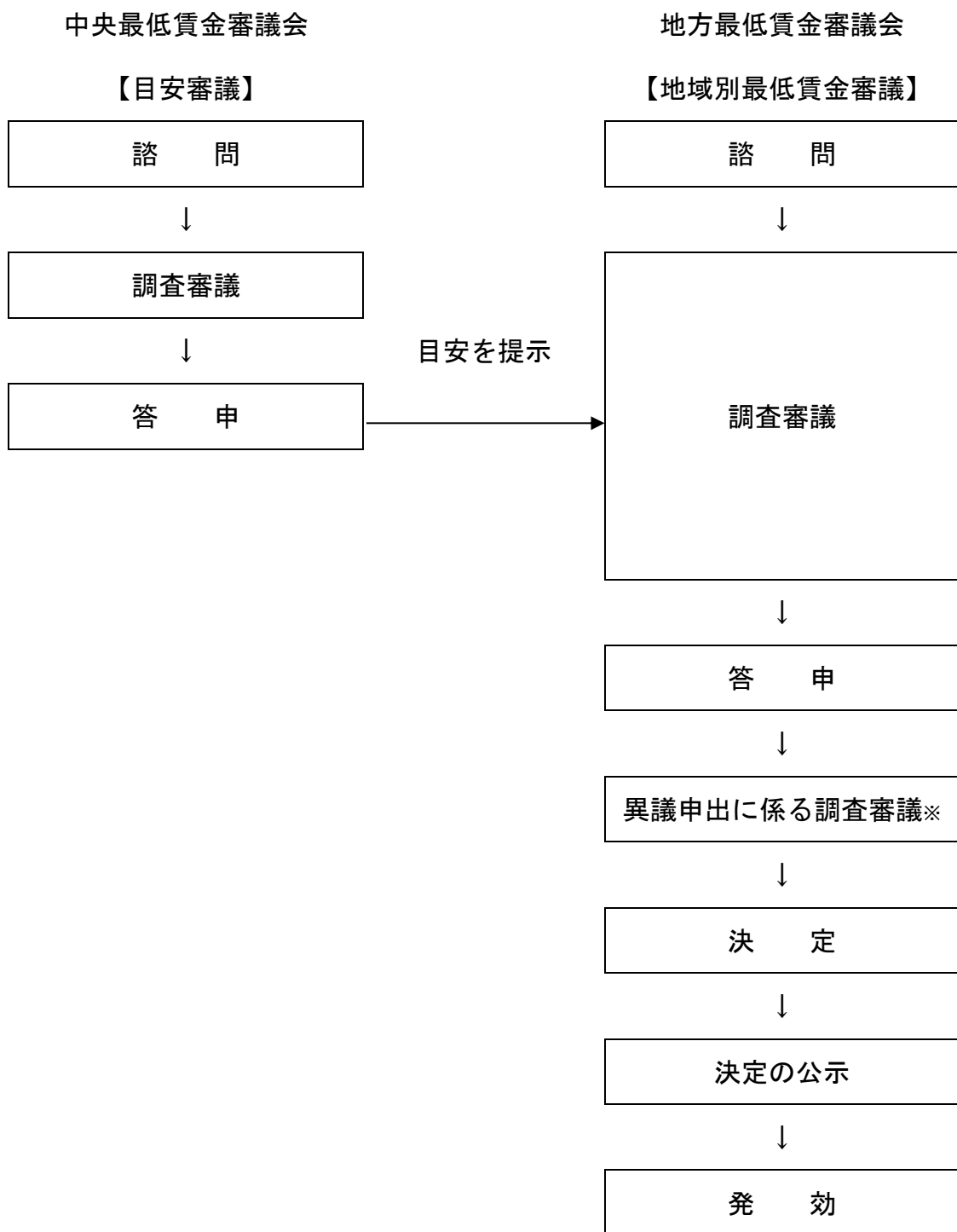
(別紙)

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効日(予定)(※2)
北海道	B	56	1,131 (1,075)	56	±0	令和8年10月1日
青 森	C	56	1,090 (1,029)	61	+5	令和8年10月29日
岩 手	C	56	1,090 (1,031)	59	+3	令和8年12月1日
宮 城	B	56	1,098 (1,038)	60	+4	令和8年10月1日
秋 田	C	56	1,090 (1,031)	59	+3	令和8年10月14日
山 形	C	56	1,092 (1,032)	60	+4	令和8年10月30日
福 島	B	56	1,094 (1,033)	61	+5	令和8年10月16日
茨 城	B	56	1,136 (1,074)	62	+6	令和8年10月18日
栃 木	B	56	1,125 (1,068)	57	+1	令和8年10月1日
群 馬	B	56	1,120 (1,063)	57	+1	令和8年10月3日
埼 玉	A	54	1,196 (1,141)	55	+1	令和8年10月1日
千 葉	A	54	1,195 (1,140)	55	+1	令和8年10月1日
東 京	A	54	1,280 (1,226)	54	±0	令和8年10月1日
神奈川	A	54	1,279 (1,225)	54	±0	令和8年10月1日
新 潟	B	56	1,108 (1,050)	58	+2	令和8年10月1日
富 山	B	56	1,119 (1,062)	57	+1	令和8年10月1日
石 川	B	56	1,113 (1,054)	59	+3	令和8年10月3日
福 井	B	56	1,112 (1,053)	59	+3	令和8年10月4日
山 梨	B	56	1,113 (1,052)	61	+5	令和8年11月1日
長 野	B	56	1,117 (1,061)	56	±0	令和8年10月2日
岐 阜	B	56	1,121 (1,065)	56	±0	令和8年10月1日
静 岡	B	56	1,154 (1,097)	57	+1	令和8年10月15日
愛 知	A	54	1,195 (1,140)	55	+1	令和8年10月1日
三 重	B	56	1,143 (1,087)	56	±0	令和8年10月1日
滋 賀	B	56	1,136 (1,080)	56	±0	令和8年10月3日
京 都	B	56	1,180 (1,122)	58	+2	令和8年11月16日
大 阪	A	54	1,231 (1,177)	54	±0	令和8年10月1日
兵 庫	B	56	1,172 (1,116)	56	±0	令和8年10月1日
奈 良	B	56	1,107 (1,051)	56	±0	令和8年10月4日
和歌山	B	56	1,101 (1,045)	56	±0	令和8年10月3日
鳥 取	C	56	1,090 (1,030)	60	+4	令和8年10月3日
島 根	B	56	1,092 (1,033)	59	+3	令和8年10月10日
岡 山	B	56	1,104 (1,047)	57	+1	令和8年10月2日
広 島	B	56	1,141 (1,085)	56	±0	令和8年10月11日
山 口	B	56	1,101 (1,043)	58	+2	令和8年10月8日
徳 島	B	56	1,103 (1,046)	57	+1	令和8年11月1日
香 川	B	56	1,092 (1,036)	56	±0	令和8年10月1日
愛 媛	B	56	1,093 (1,033)	60	+4	令和8年11月1日
高 知	C	56	1,086 (1,023)	63	+7	令和8年10月29日
福 岡	B	56	1,114 (1,057)	57	+1	令和8年10月4日
佐 賀	C	56	1,095 (1,030)	65	+9	令和8年11月15日
長 崎	C	56	1,087 (1,031)	56	±0	令和8年11月2日
熊 本	C	56	1,092 (1,034)	58	+2	令和8年12月1日
大 分	C	56	1,096 (1,035)	61	+5	令和8年11月1日
宮 崎	C	56	1,085 (1,023)	62	+6	令和8年10月24日
鹿児島	C	56	1,090 (1,026)	64	+8	令和8年10月25日
沖 縄	C	56	1,086 (1,023)	63	+7	令和8年12月2日
全国加重平均			1,177 (1,121)	56	+1	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催